

## 形式的な疑義照会の簡素化について

医療機関と保険薬局（地区薬剤師会）との「契約」により、包括的に疑義確認したこととすることで、普段の疑義照会にかかる時間を減らすことが可能となることから、下記事項に関する疑義照会について、「契約」を交わした保険薬局の薬剤師に判断を委ねた対応とする。

### 【疑義照会不要例】

下記に疑義照会不要例を示すが、必ず患者さんに服用方法、費用等を説明し同意を得てから変更を行う。また、変更後は、必ず報告書（服薬情報紙（トレーシングレポート））を病院へ提出すること。修正可能なものに関しては次回からの処方に反映させるようにします。

下記①～④に関して、医療用麻薬及び抗がん剤は除きます。

### ①先発医薬品同士の「剤形変更」に関する事。（安定性・利便性の向上のための変更に限る）

Ex) 「ドグマチールカプセル 50mg」 ⇔ 「ドグマチール錠 50mg」

Ex) 「メマリー錠 20mg」 ⇔ 「メマリーOD錠 20mg」

※用法用量が変わらない場合のみ

※散剤、液剤、外用薬の変更は不可（軟膏⇔クリーム等の製剤変更も不可）

### ②同一医薬品の「規格変更」に関する事。（安定性・利便性の向上のための変更に限る）

Ex) 「オルメテック錠 20mg (0.5)錠」 ⇔ 「オルメテック錠 10mg(1)錠」

Ex) 「ビソプロロール錠 2.5mg (2)錠」 ⇔ 「ビソプロロール錠 5mg(1)錠」

Ex) 「カロナール細粒 20% (1.0)g」 ⇔ 「カロナール細粒 50% (0.4)g」 \*1

※コメントに「0.5 錠で調剤 規格変更不可」等の指示がある場合は除く

※患者に（薬効・安定性・価格等）説明し同意のうえ変更すること

※用法用量が変わらない場合のみ可

※適応症に留意すること

### ③コンプライアンス等の理由による『一包化調剤の可否』に関する事。

「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良が一包化により改善されると見込まれる」の理由により一包化調剤すること

※コメントに「1 包化不可」とある場合は除く

※必ず患者さんに服用方法ならびに患者負担額について説明後、同意を得て調剤すること

※安定性のデータに留意すること

### ④『残薬』による処方日数の変更に関する事。

1) 残薬過多（外用薬も含む）により、患者が調整を求めてきたもの（短縮するものに限定）。

Ex) 「プラビックス錠 75 mg 30 日分」 → 「27 日分」（3 日分残薬があるため）

Ex) 「ルリコンクリーム 1% 30g」 → 「20g」（1 本残薬があるため）

※「保険薬局が残薬を確認した場合→疑義照会した上で調剤」等のコメントには従う

※数日分の余裕をもって調整・調剤を行うこと

2) ビスホスホネート製剤の週 1 回、月 1 回製剤あるいは、DPP-4 阻害薬の週 1 回製剤、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）。

例：（他の処方薬が 14 日分処方の時）

Ex) 「アレンドロン酸錠 35mg 1 錠 分 1 起床時 14 日分」 → 「 2 日分 」

Ex) 「ザファテック錠 100mg 1 錠 分 1 朝食後 14 日分 」 → 「 2 日分 」

3) 「1 日おきに服用」、「透析日」、「月・水・金」等指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）。

例：（他の処方薬が 30 日処方の時）

Ex) 「バクトラミン配合錠 1 錠分 1 朝食後 1 日おき 30 日分」 → 「 15 日分」

#### ⑤添付文書上にて用法が定められている薬剤の用法変更に関すること。

保険請求上の観点から食後指示を食前指示へ変更し、服薬指導時には食後服用可であることを説明する。

Ex) 漢方薬、制吐剤（ナゼリン等）、糖尿病薬

#### ⑥湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること。（合計処方量が変わらない場合に限る）

Ex) 「マイザー軟膏 0.05%（5g）2 本」 ⇔ 「マイザー軟膏 0.05%（10g）1 本」

Ex) 「フェルビナクパップ 70mg（6 枚入り）7 袋」 ⇔ 「フェルビナクパップ 70mg（7 枚入り）6 袋」

#### ⑦成分名が同一の銘柄変更。（中部病院採用薬での対応を原則とするが、止む得ない場合のみ可）

Ex) 「グラクティブ錠 50mg」 ⇔ 「ジャヌビア錠 50mg」

Ex) 「アンヒバ坐剤 100 mg」 ⇔ 「アルピニー坐剤 100 mg」

※先発品間でも可。但し患者負担が同じあるいは低くなる場合のみ

※価格等必ず説明同意を得ること

※用法用量が変わらない場合のみ可

⑧外用剤の用法（適用部位、適用回数等）が口頭で指示されている場合（処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師指示」が選択されている）に用法を追記すること。（薬歴上あるいは患者面談により用法が明確な場合）

例：（口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合）

ロキソプロフェン Na テープ 100mg 3 袋 1 日 1 回 → 1 日 1 回 腰

以上

2018 年 1 月 11 日作成

\*1 2018 年 11 月 1 日追加